

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年9月9日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・中東株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 3,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アムンディ・中東株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）
「アムンディ・中東株式ファンド」を「中東株式」と略す場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 その他」をご参照ください。）にお問合わせください。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとなります。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.675%（税抜3.5%）となっております。詳しくは販売会社にお問合わせください。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。また、分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」の2コースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳しくは販売会社にお問合わせください。

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成23年9月10日から平成24年9月11日まで
上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの取得申込みは、下記の販売会社の本・支店の窓口で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合わせください。

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(9)【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合わせください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10)【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合わせください。

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。詳しくは販売会社にお問合わせください。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合わせください。また、ルクセンブルクの銀行休業日の場合には、スイッチングを含め、取得申込みの受け付けを行いません。

ファンドまたは「アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド」を換金した場合の手取金をもって、その換金のお申込受付日に、ファンドの取得のお申込みを行うことをいいます。スイッチングの際には、申込手数料がかかりますのでご注意ください。

取得申込受付の中止

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長をはかることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	MRF	
追加型投信	内外	その他資産() 資産複合	ETF	特殊型

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデック ス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
債券 一般	年2回	日本 北米			TOPIX	条件付運用型
	年4回	欧州				

公債 社債		アジア			その他	ロング・シ ート型/絶対
その他債券	年6回		ファンド・オ ブ	なし	()	収益追求型
クレジット属性 ()	(隔月)	オセアニア	・ファンズ			
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ				その他 ()
その他資産						
(投資信託証券(株 式))		中近東(中 東)				
資産複合 ()	日々	エマージング				
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中東				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信 託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
中東	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う記載がないものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は3,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. ファンドへの投資を通じて¹、主として中東のGCC諸国（湾岸協力会議加盟国）で事業を展開する企業²の株式等に実質的に投資します。なお、ベンチマークはありません。

- 1：主としてルクセンブルク籍の外国投資法人「オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ」と「Amundi Funds マネー・マーケット・USD³」の投資証券に投資します。GCC諸国の株式等への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ」を通じて行います。
 - 2：サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、オマーン、カタール、バーレーンの企業または同地域において主な事業を展開する企業の株式等（これに準じるワラントや債券等を含みま
- す）を実質的な投資対象とします。実質的な投資対象国はこれらに限定するものではなく変更または増減する場合があります。
- 3：2011年6月24日付でファンドの名称が「SGAM Fund マネー マーケット（USD）」から上記名称に変更になりました。投資方針等には変更はございません。

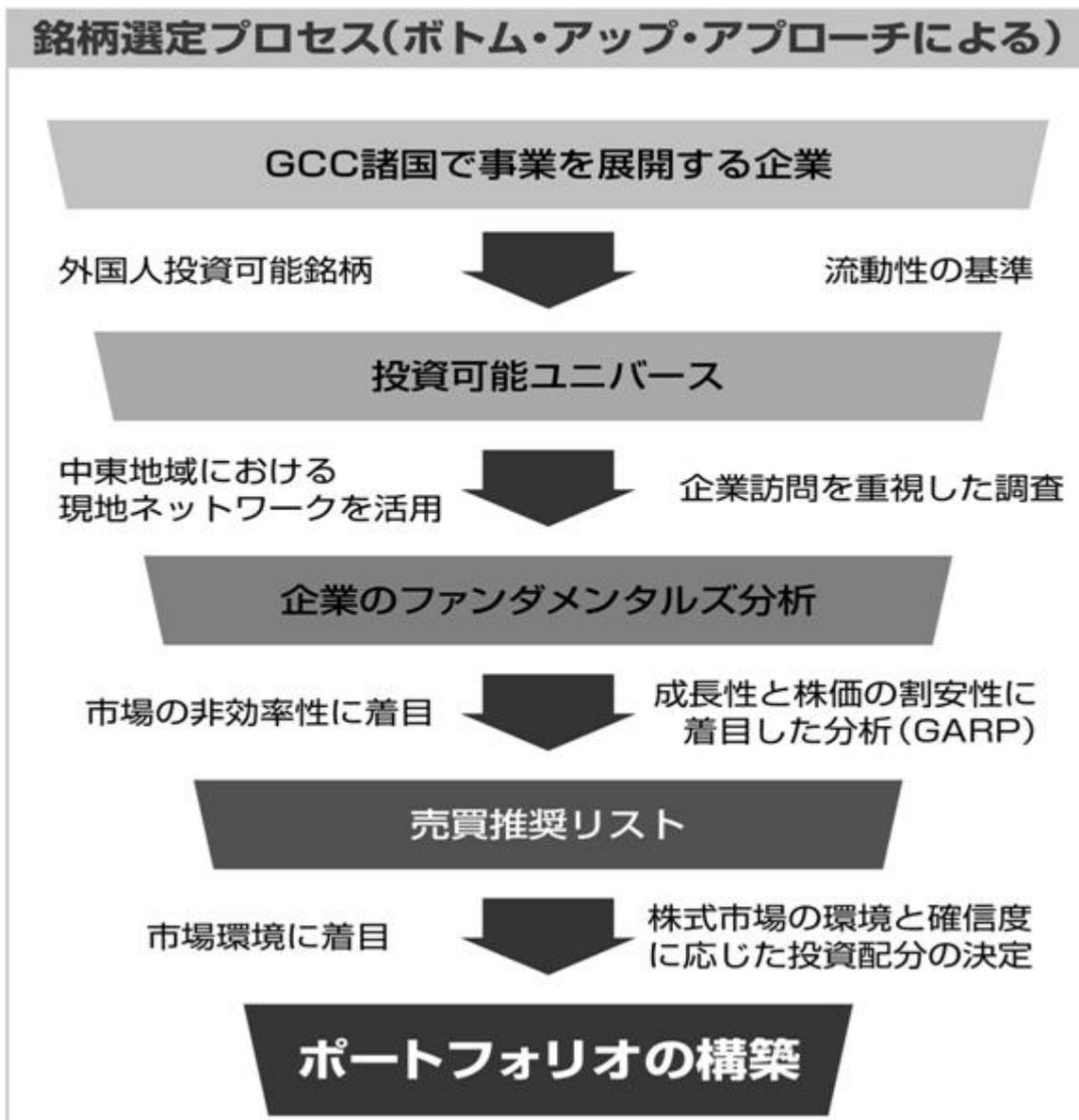
GCCとは

GCCとはペルシャ湾岸の6カ国を中心に形成される湾岸協力会議（正式名称はThe Cooperation Council for the Arab States of the Gulf。通称Gulf Cooperation Councilの略称がGCC。）です。

2. 「オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ」の運用は、GCC諸国の株式運用に精通した英国のGLGパートナーズ インターナショナル リミテッド（GLGI）が行います。

GLGIはGCC諸国を含む中東・北アフリカ地域で10年以上の運用実績を有します。GLGIの運用チームが現地企業訪問を重視した「ボトム・アップ・アプローチ」を活用し投資を行います。（ボトム・アップ・アプローチによる銘柄選定プロセスについては、「銘柄選定プロセス」をご覧ください。）なお、「Amundi Funds マネー・マーケット・USD」の運用は、アムンディが行います。

銘柄選定プロセス(ボトム・アップ・アプローチによる)



GARP (Growth at a Reasonable Price) とは、銘柄選定を行う際に利用する手法の一つで、成長性と株価の割安性の両方に着目して銘柄を分析する手法です。成長性の指標だけにとらわれることなく、株価の割安性を示す指標も重視した銘柄選定を行います。

3. 原則として、実質的に組入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

クウェート以外のGCC諸国は、自国通貨を米ドルに連動させる「米ドルペッグ制」の通貨政策をとっています。このため、クウェート以外のGCC諸国の現地通貨は米ドルの変動に連動しているため、円で投資されるお客様の為替リスクは米ドルの円に対する変動とほぼ同じになります。

しかし、GCC諸国の一部の国ではインフレを抑制するために通貨を切り上げようとする動きも出ており、将来的に米ドルペッグ制から離脱する可能性もあります。この場合、米ドルとの連動は低くなりますので、為替リスクは現地通貨と円の変動が重要となります。

クウェートは、2007年5月に「米ドルペッグ制」を廃止し、自国通貨を複数の通貨で構成される通貨バスケットに連動させる「バスケットペッグ制」の通貨政策に移行しました。

4. 「アムンディ・中東株式ファンド」は、「アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド」との間でスイッチングが可能です。

「アムンディ・中東株式ファンド」または「アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド」を換金した場合の手取金をもって、その換金の申込受付日に、もう一方のファンドの購入のお申込みを行うこ

とをいいます。

スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年 6月19日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年 7月 1日 ファンドの名称を「S G 中東株式ファンド」から「アムンディ・中東株式
ファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

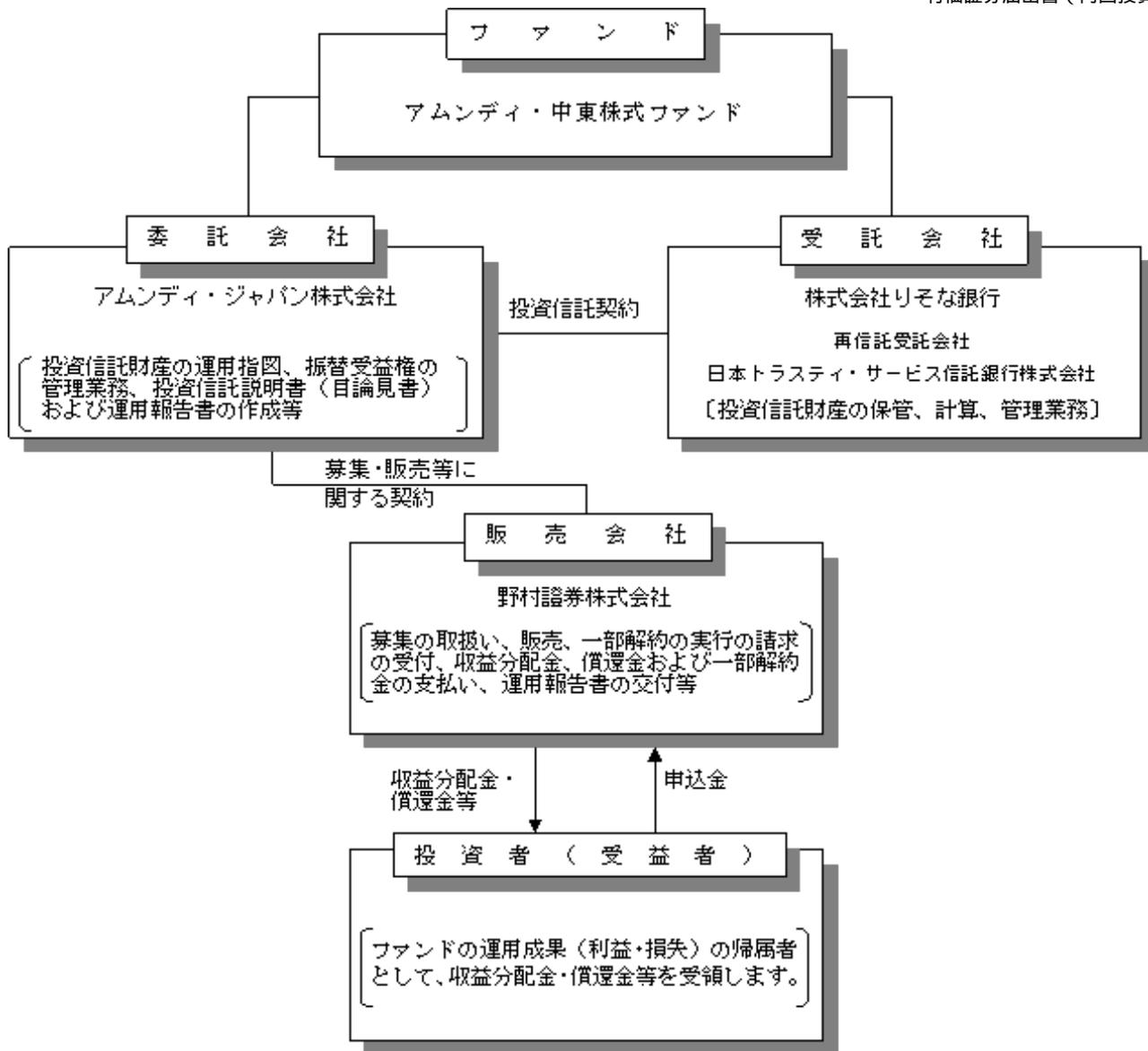
「アムンディ・中東株式ファンド」は複数の投資信託（サブファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。ファンド・オブ・ファンズ方式とは一つのファンド（投資信託）が、株式や債券などへ投資する複数のファンド（投資信託）に分散投資して、運用を行う仕組みです。

<イメージ図>



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）
資本金の額	12億円

会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ・ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主	名 称	住 所	所有株式数	比率
の状況	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

アムンディは、運用資産規模で6,895億ユーロ(約74兆円、1ユーロ = 107.90円で換算。2010年12月末現在)を超え、欧州第3位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良質なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2010年6月版（数値は2009年12月末現在））

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長をはかることを目標として運用を行い、外国投資証券への投資を通じて主として中東のGCC諸国（湾岸協力会議加盟国）の企業の株式またはGCC諸国で事業展開を行う企業の株式へ実質的な投資を行います。

投資態度

- (イ) 主としてルクセンブルク籍の米ドル建の外国投資法人である「オーシャン・ファンド・エグイティーズ GCC オポチュニティーズ (Ocean Fund Equities GCC Opportunities)」および「Amundi Funds マネー・マーケット・USD (Amundi Funds Money Market USD)」(以下、両ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。)の外国投資証券を投資対象とします。
- (ロ) この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、サブファンドの外国投資証券への投資を通じて行います。
- (ハ) 投資対象のサブファンドにおいては、GCC諸国で事業展開を行う企業（GCC諸国の企業を含みます。）の株式等へ投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ニ) 外国投資証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 原則として実質的に組入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。
ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第20条に定めるものに限りません。）
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- (ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主としてサブファンドの外国投資証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券または証書の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (d) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) コール・ローン
- (c) 手形割引市場において売買される手形
- (d) 外国の者に対する権利で(c)の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- (a) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします（以下同じ）。
- (b) わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- (c) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (d) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

参考情報

ファンドが投資するサブファンドの概要

サブファンド名	オーシャン・ファンド・エクイティーズ G C C オポチュニティーズ (Ocean Fund Equities GCC Opportunities)
形態	ルクセンブルク籍投資法人「Ocean Fund」をアンブレラファンド とするOcean Fund Equities GCC Opportunitiesの外国投資証券Nシェア（米ドル建て）
主な投資対象	主として中東の G C C 諸国（湾岸協力会議加盟国）の企業または同地域において主な事業を展開する企業に投資します。
運用の基本方針	主として中東の G C C 諸国（湾岸協力会議加盟国）の企業等に投資し、中長期的な運用資産の成長を目指して運用します。
ベンチマーク	なし
決算日	年1回、原則9月30日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	アンブレラファンド の取締役会の裁量で、効率的な運用ができなくなると判断した場合、買戻しを制限することができます。
運用報酬	年率1.2%以内
その他の費用	ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
運用会社	G L G パートナーズ インターナショナル リミテッド（GLG Partners International Limited）

保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト (Societe Generale Bank & Trust)
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー (Amundi Luxembourg S.A.)

アンブレラファンドとは、複数のファンドが群として構成され一体となったものをいいます。

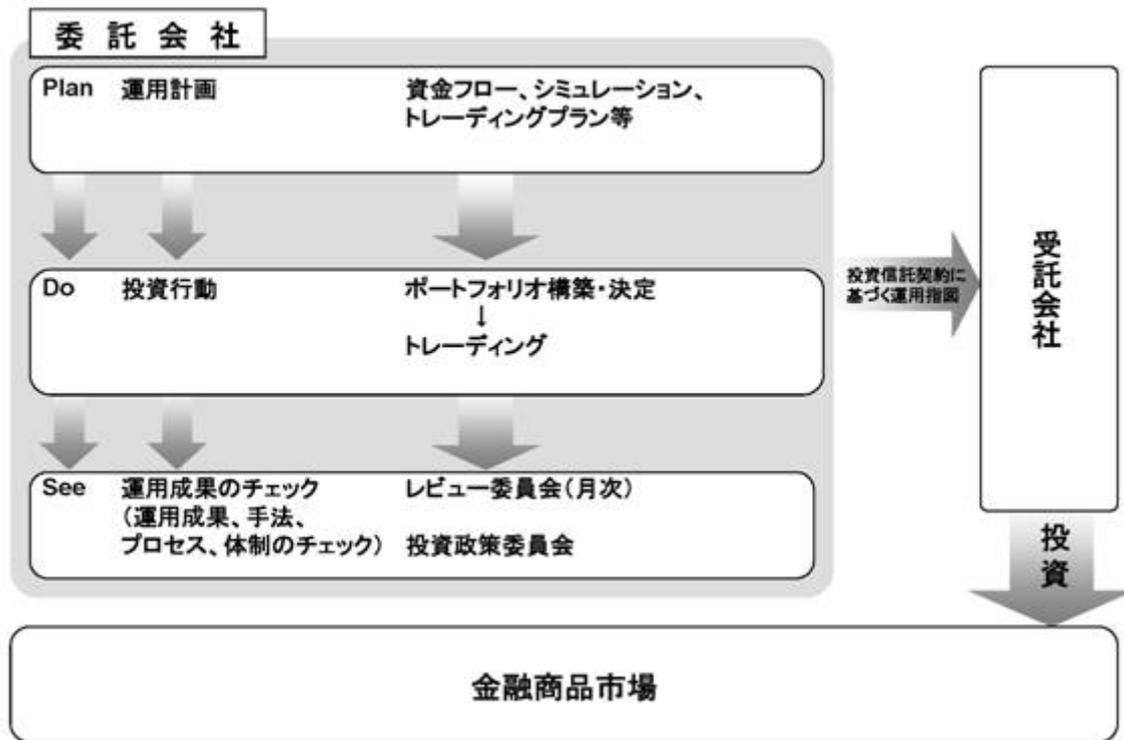
サブファンド名	Amundi Funds マネー・マーケット・USD (Amundi Funds Money Market USD)
形態	ルクセンブルク籍投資法人Amundi FundsをアンブレラファンドとするAmundi Funds マネー・マーケット・USDの外国投資証券MUシェア（米ドル建）
主な投資対象	主として米ドル建の短期金融商品等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	主として米ドル建の短期金融商品等に投資し、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
決算日	年1回、原則6月30日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計がその請求日における投資口の総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの裁量で買戻し請求の合計が投資口の総口数の10%未満になるように、すべての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。
運用報酬	年率0.1%以内
その他の費用	ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
運用会社	アムンディ（Amundi）
保管会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルク・エス・エー (CACEIS Bank Luxembourg S.A.)
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー (Amundi Luxembourg S.A.)

各外国投資証券の表示内容は本書作成日現在の情報です。今後変更になることがあります。

「オーシャン・ファンド・エクイティーズGCC オポチュニティーズ」の運用において、投資対象国での規制等により株式による投資が困難な場合、特定の企業の株式を取得する代わりに、一部スワップ等の手法を使う場合があります。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。ファンド・マネージャーは投資対象であるサブファンドの買付け、および組入れを高位に保つことを指図します。



ファンドの運用組織は以下の通りとなっております。

運用計画・・・・・・・・運用本部各運用部（7名程度）

投資行動・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（7名程度）

運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年6月10日、ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(a) 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5)【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- (イ) 株式への直接投資は行いません。
- (ロ) 外国投資証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ニ) 同一銘柄の外国投資証券への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、投資法人規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合を含みます。）が定められている外国投資証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- (ホ) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ）。投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されません。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなる場合は、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資対象サブファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、金融商品市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先であるG C C諸国の市場は、先進諸国の市場と比べた場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて的確な投資を行えない可能性、あるいは企業内容の開示・会計制度が未発達なために開示内容の質と量にばらつきが生じる可能性があります。さらにG C C諸国を含む中東地域については、地政学的な問題も抱えていることから、政治的・経済的な急変時には流動性が極端に低下し、より一層価格変動が大きくなることも想定されます。

為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

購入・換金の中止等

購入・換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止（換金の場合は外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合を含みます。）、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）などの諸事情により、金融商品市場または外国為替市場が閉鎖され、一時的に購入・換金等ができない場合等は、委託会社の判断により、ファンドの購入または換金の申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。

このほか、ファンドが主に実質的に投資する中東諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金のお申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

購入・換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の購入・換金の申込みを撤回できます。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドは、償還することが投資者に有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき、投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

銘柄選定方法に関するリスク

サブファンドは、主にボトム・アップ・アプローチにより銘柄を選定するアクティブ運用を行うため、ポートフォリオの構成銘柄は、株式市場全体の構成銘柄とは異なるものになります。また、少数の銘柄に集中して投資する場合があります。そのため、サブファンドの運用資産の価値は、株式市場全体の構成銘柄と異なり、大きく上下する可能性があります。また、投資対象国での規制等により株式による投資が困難な場合、特定の企業の株式を取得する代わりに、一部スワップ等の手法を使う場合があります。この場合には、スワップ取引のリスクが生じます。スワップ取引には、スワップ契約の相手方が信用状況の悪化等により決済不履行となるリスクがあります。そのため、スワップ取引の全部または一部の取引が不成立となる恐れがある場合等のやむを得ない事情が発生する可能性があり、投資収益の獲得に影響を与え、ファンドの基準価額が下落する要因となります。これにより、投資元本を割り込む場合があります。

運用体制の変更

信託期間の途中において運用体制が変更となる場合があります。この場合において、運用方針が変更されることはありませんが、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社、登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にはリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

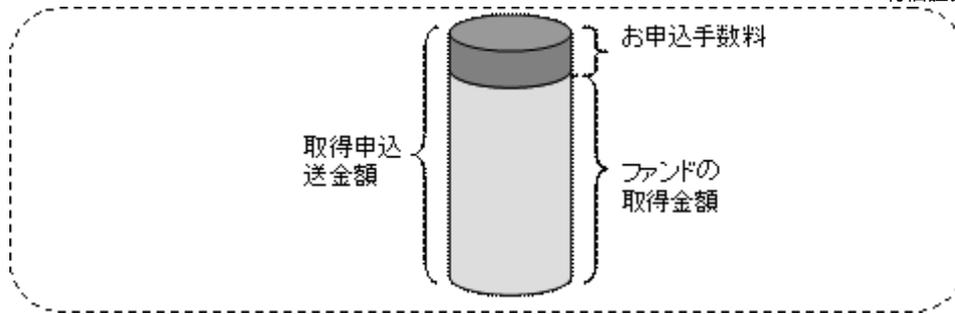
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.675%（税抜3.5%）となっております。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社が個別に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社または委託会社（下記、お問合せ先）にお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額 が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.92925%（税抜0.885%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の各関係法人への配分は以下の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社
0.17325% （税抜0.165%）	0.714% （税抜0.68%）	0.042% （税抜0.04%）

また、ファンドが投資する「オーシャン・ファンド・エクイティーズ G C C オポチュニティーズ」および「Amundi Funds マネー・マーケット・USD」の本書作成日現在の運用報酬額は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し年率1.2%以内および年率0.1%以内を乗じて得た額となります。したがって、当該運用報酬等を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率2.12925%（= 0.92925% + 1.2%）（税込）となり、実際の信託報酬額の合計額はサブファンドの組入状況、運用状況によって変動します。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格

付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。) および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

サブファンドにおいては年率0.01%のルクセンブルクの年次税のほか、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

○解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となり（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）、平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。

ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税）、平成26年1月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。

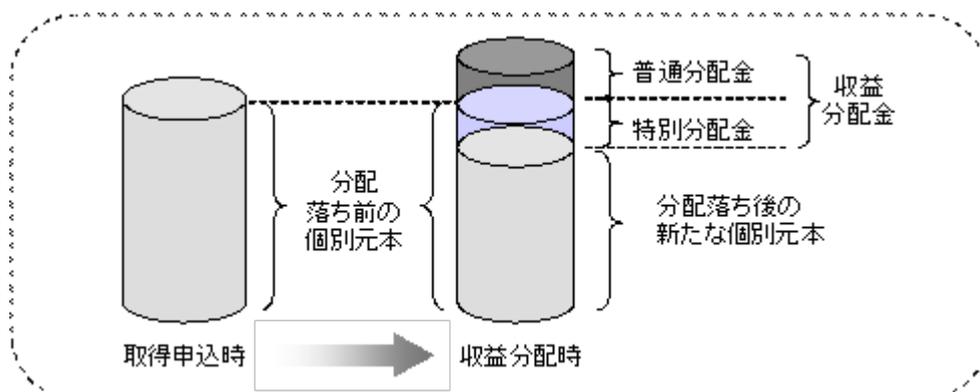
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いは、平成23年6月末現在の内容に基づいて記載しておりますので、税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成23年6月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	8,928,192,253	96.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		303,565,717	3.28
合計（純資産総額）		9,231,757,970	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成23年6月末日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額（円）	投資 比率 （％）
ルクセンブルク	投資証券	Ocean Fund Equities GCC Opportunities	1,896,058.3655	4,725.93	8,960,647,074	4,686.99	8,886,806,689	96.26
ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds Money Market USD	5,126.417	8,072.82	41,384,681	8,072.99	41,385,564	0.44

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	96.71
合計	96.71

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （百万円）	1万口当たりの純資産額 （円）
第1期計算期間末 （平成21年6月10日）	24,198 （24,198）	4,609 （4,609）
第2期計算期間末 （平成22年6月10日）	14,042 （14,042）	4,335 （4,335）
第3期計算期間末 （平成23年6月10日）	9,444 （9,444）	4,373 （4,373）
平成22年6月末	13,283	4,221

7月末	12,787	4,235
8月末	11,918	4,103
9月末	12,176	4,303
10月末	11,405	4,202
11月末	11,541	4,350
12月末	11,139	4,357
平成23年 1月末	10,712	4,297
2月末	9,835	4,134
3月末	10,085	4,362
4月末	10,231	4,552
5月末	9,713	4,434
6月末	9,231	4,355

（注）カッコ内の数字は分配金の額を表しています。

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金 （税引前）（円）
第1期計算期間（平成20年6月19日～平成21年6月10日）	0.00
第2期計算期間（平成21年6月11日～平成22年6月10日）	0.00
第3期計算期間（平成22年6月11日～平成23年6月10日）	0.00

【収益率の推移】

計算期間	収益率 （％）
第1期計算期間（平成20年6月19日～平成21年6月10日）	53.91
第2期計算期間（平成21年6月11日～平成22年6月10日）	5.94
第3期計算期間（平成22年6月11日～平成23年6月10日）	0.88

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配金の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配金の額。第1期計算期間の場合は当該計算期間の期初の基準価額（当初1万口当たり10,000円）。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して100を乗じて得た数値をいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間（平成20年6月19日～平成21年6月10日）	75,437,853,151	22,937,422,101
第2期計算期間（平成21年6月11日～平成22年6月10日）	1,609,332,194	21,720,004,392
第3期計算期間（平成22年6月11日～平成23年6月10日）	1,455,158,356	12,249,431,397

（注1）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

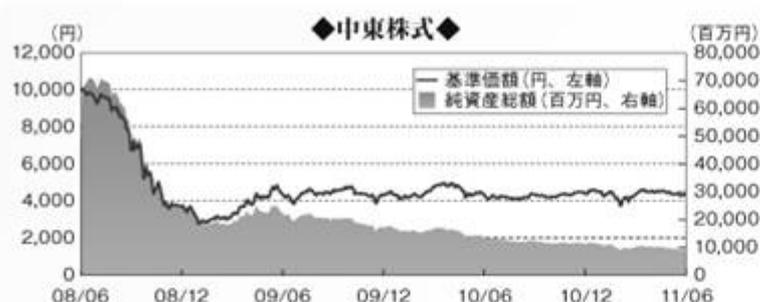
< 参考情報 >

運用実績

基準価額・純資産の推移、分配の推移

2011年6月30日現在

基準価額と純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額と純資産総額

	中東株式
基準価額	4,355円
純資産総額	9,232百万円

分配の推移

◆中東株式◆

決算日	分配金(円)
1期(2009年6月10日)	0
2期(2010年6月10日)	0
3期(2011年6月10日)	0
設定来累計	0

※分配金は1万口当たり・税引前。

騰落率

(%)

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
中東株式	-1.78	-0.16	-0.05	3.17	-55.19	-56.45

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

資産配分

◆中東株式◆

	純資産比(%)
オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズ	96.3
Amundi Funds マネー・マーケット・USD	0.4
現金等	3.3

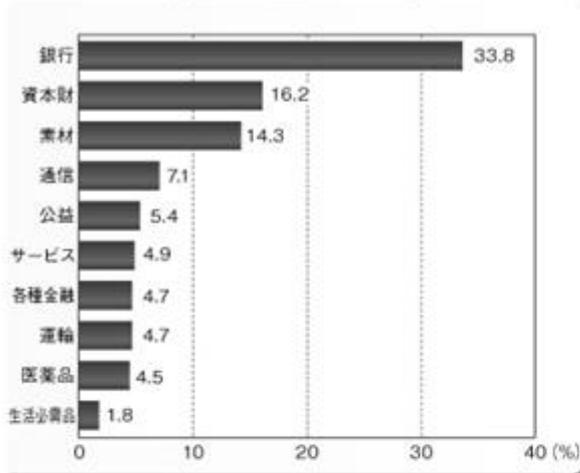
※四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

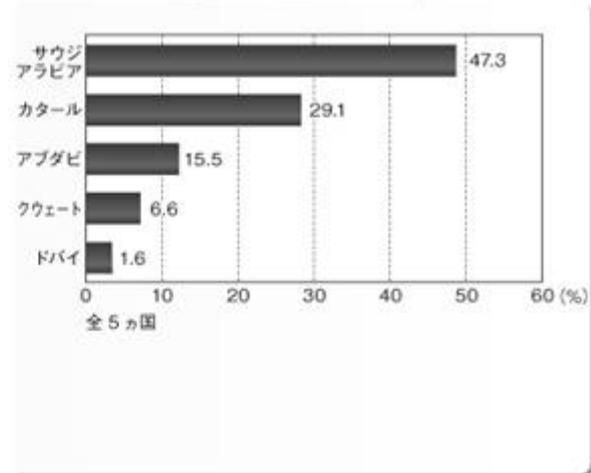
◆中東株式◆

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズのポートフォリオの状況を記載しています。

● 組入上位10業種 ●



● 組入上位5カ国 ●



※比率は、オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズの組入有価証券評価額に対する評価金額の割合です。

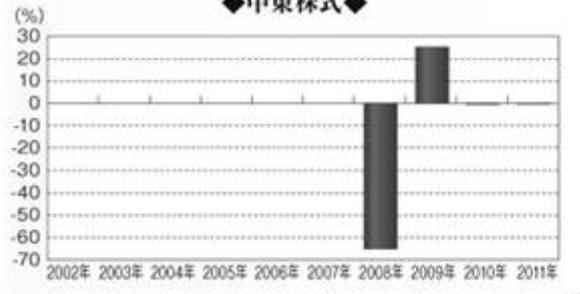
● 組入上位10銘柄 ●

銘柄名	国名	業種	比率 (%)
1 エティハド・エティサラト	サウジアラビア	通信	6.95
2 サウジ基礎産業公社	サウジアラビア	素材	6.15
3 ユニオン・ナショナル銀行	アブダビ	銀行	5.84
4 インダストリーズ・カタール	カタール	資本財	5.54
5 カタール・ナショナル銀行	カタール	銀行	5.39
6 カタール発電水道会社	カタール	公益	5.31
7 クウェート・プロジェクト・カンパニー (KIPCO)	クウェート	各種金融	4.65
8 サウジ・ファーマシューティカル	サウジアラビア	医薬品	4.39
9 国家工業化会社 (NIC)	サウジアラビア	資本財	4.37
10 リヤド銀行	サウジアラビア	銀行	4.02

※比率は、オーシャン・ファンド・エクイティーズ GCC オポチュニティーズの純資産総額に対する評価金額の割合です。

年間収益率の推移

◆中東株式◆



※ 年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したと仮定したものと計算しています。

※ ファンドにはベンチマークはありません。

※ ◆中東株式◆ 2008年は設定日(6月19日)から年末までの騰落率、2011年は年初から6月30日までの騰落率を表示しています。

※ 上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※ 運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日の場合はスイッチングを含め、お申込みは受けません。取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、原則として午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドまたは「アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド」を換金した場合の手取金をもって、その換金のお申込受付日に、もう一方のファンドの取得のお申込みを行うことをいいます。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース¹」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳細は販売会社へお問合せください。

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上 1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位 ²

1 「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

2 「アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド」の受益権を自動けいぞく投資コースで保有する受益者が、当該受益権全部を換金した場合の手取金の全額をもってファンドの受益権の取得申込みを行う場合は、1口単位での買付申込みが可能です。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みま

す。)があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

このほか、ファンドの実質的な主要投資先である中東諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの取得・解約のお申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた取得・解約のお申込みの受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社の定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日の場合は、スイッチングを含め、解約請求の申込みは受けません。

申込コース	解約単位
一般コース	1万口単位
自動けいぞく投資コース	1円単位

また、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。解約請求の申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

- (2) 解約の価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した解約価額とします。なお手取額は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.3\%)$$

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、解約請求申込受付日の一部解約の実行の請求の総額が多額である場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、解約請求の受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた請求を取消すことができます。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止または取消しされた場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止または取消し以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できません。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

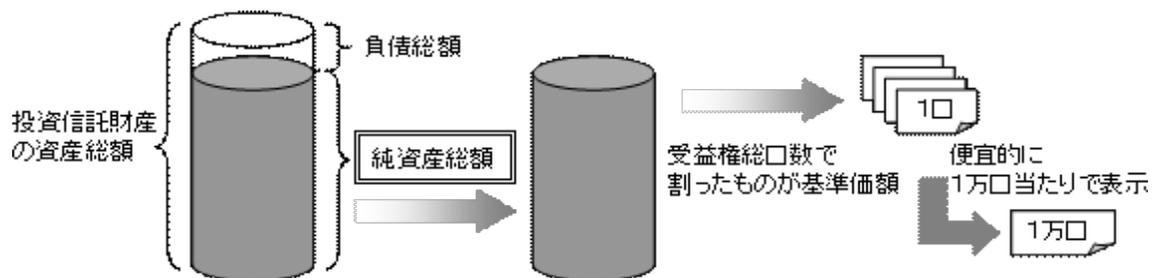
<ラマダン等による休日に該当する場合の取扱い>

ファンドが主に実質的に投資する中東諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得・解約のお申込みの受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた取得・解約のお申込みの受付を取消すことがあります。

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】****基準価額の算定**

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

**基準価額の算出頻度と公表**

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は便宜上1万口当たりで表示されます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成20年6月19日から平成30年6月11日までです。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

信託期間中に「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（ファンドの繰上償還）

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A. 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- B. やむを得ない事情が発生したとき
- C. 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が30億円を下回ることとなった場合
- D. A. から C. にかかわらず、ファンドが投資対象とする外国投資証券にかかる投資法人が解散することとなる場合

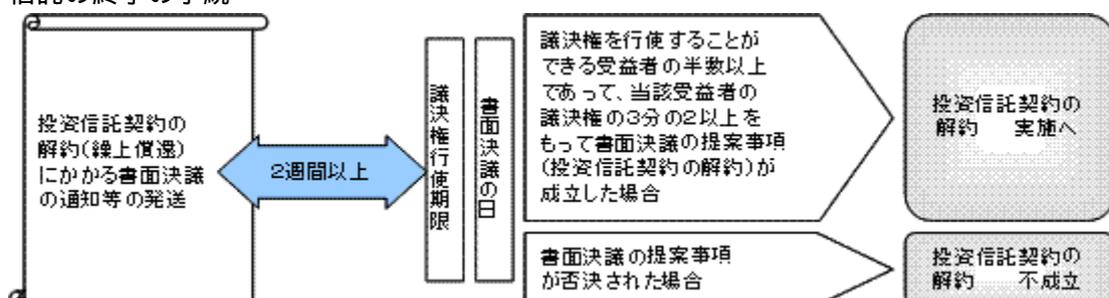
委託会社は、前記の事項 A. から C. について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

(ロ) (イ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ハ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ニ) (イ) から (ハ) の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また (イ) の A. から D. により投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

< 信託の終了の手続 >

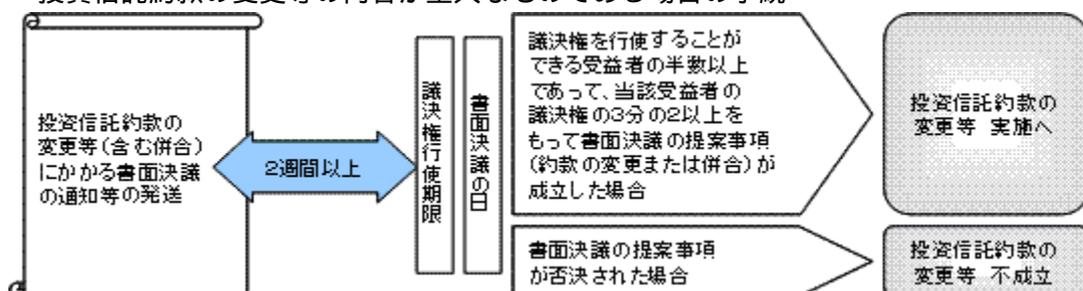


- (ホ) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- (ヘ) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C. 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- B. または C. において、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ト) 後記「受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項の内容が重大なものおよび併合について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (ハ) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) (ロ)から(ニ)の手続は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ハ)の規定にしたがいます。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



- (ト) 書面決議において重大な投資信託約款の変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

その他

- (イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を毎計算期間の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。
- (ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、「一般コース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成21年6月11日から平成22年6月10日まで)の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けており、第3期計算期間(平成22年6月11日から平成23年6月10日まで)の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・中東株式ファンド
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期計算期間末 (平成22年 6月10日現在)	第3期計算期間末 (平成23年 6月10日)
資産の部		
流動資産		
預金	700,708	621,856
コール・ローン	278,401,165	331,454,564
投資証券	13,772,121,380	9,245,137,143
派生商品評価勘定	115,500	-
未収入金	136,860,000	-
未収利息	381	454
流動資産合計	14,188,199,134	9,577,214,017
資産合計	14,188,199,134	9,577,214,017
負債の部		
流動負債		
未払解約金	68,963,957	83,247,494
未払受託者報酬	3,382,219	2,195,168
未払委託者報酬	71,449,322	46,372,999
その他未払費用	2,195,980	794,448
流動負債合計	145,991,478	132,610,109
負債合計	145,991,478	132,610,109
純資産の部		
元本等		
元本	32,389,758,852	21,595,485,811
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	18,347,551,196	12,150,881,903
(分配準備積立金)	-	54,570
元本等合計	14,042,207,656	9,444,603,908
純資産合計	14,042,207,656	9,444,603,908
負債純資産合計	14,188,199,134	9,577,214,017

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期計算期間		第3期計算期間	
	自 平成21年 6月11日	至 平成22年 6月10日	自 平成22年 6月11日	至 平成23年 6月10日
営業収益				
受取利息		187,045		131,255
有価証券売買等損益		292,725,560		1,579,001,728
為替差損益		1,392,930,814		1,425,597,986
営業収益合計		1,100,018,209		153,534,997
営業費用				
受託者報酬		7,683,936		4,793,856
委託者報酬		162,323,160		101,270,193
その他費用		5,876,317		3,465,550
営業費用合計		175,883,413		109,529,599
営業利益又は営業損失（ ）		1,275,901,622		44,005,398
経常利益又は経常損失（ ）		1,275,901,622		44,005,398
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,275,901,622		44,005,398
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		392,252,622		31,074,368
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		28,301,559,028		18,347,551,196
剰余金増加額又は欠損金減少額		11,712,704,753		6,938,076,842
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		11,712,704,753		6,938,076,842
剰余金減少額又は欠損金増加額		875,047,921		816,487,315
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		875,047,921		816,487,315
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		18,347,551,196		12,150,881,903

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第2期計算期間
項 目	自 平成21年6月11日 至 平成22年6月10日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資証券 基準価額で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4.その他	当ファンドの計算期間は平成21年6月11日から平成22年6月10日までとなっております。

項目	第3期計算期間
項目	自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期計算期間末 (平成22年6月10日現在)	
1.計算期間の末日における受益権の総数	32,389,758,852口

2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	18,347,551,196円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.4335円 4,335円)

項目	第3期計算期間末 (平成23年6月10日)
1. 期首元本額	32,389,758,852円
期中追加設定元本額	1,455,158,356円
期中一部解約元本額	12,249,431,397円
2. 計算期間末日における受益権の総数	21,595,485,811口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,150,881,903円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期計算期間 自 平成21年6月11日 至 平成22年6月10日
分配金の計算過程 該当事項はありません。

第3期計算期間 自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は126,494円（1万口当たり0円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	54,570円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	71,924円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	126,494円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	21,595,485,811口
G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	0円
H 1万口当たり分配金額	0円
I 分配金額（F × H / 10,000）	0円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第2期計算期間 自 平成21年6月11日 至 平成22年6月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容 有価証券 （その他の注記）2.有価証券関係に記載しております。 デリバティブ取引 当ファンドが利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券 有価証券に関しては、次のリスクが存在しております。 ・価格変動リスク ・信用リスク ・流動性リスク ・カントリーリスク ・為替変動リスク デリバティブ取引 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p>
3. 金融商品に関するリスク管理体制	<p>委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っております。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立した運用審査部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。</p> <p>信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスクの管理 格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスク、カントリーリスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第2期計算期間 自 平成21年6月11日 至 平成22年6月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しております。</p> <p>デリバティブ取引 （その他の注記）3.デリバティブ取引関係に記載しているため省略しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p>

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第3期計算期間 自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日

1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有していません。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

・ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期計算期間末 (平成23年6月10日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。
金融商品の時価の算定	
2. 方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期計算期間末 (平成23年6月10日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	1,226,835,090
合計	1,226,835,090

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

区分	種類	第2期計算期間末 (平成22年6月10日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	136,960,500	-	136,845,000	115,500
合	計	136,960,500	-	136,845,000	115,500

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しています。計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しています。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しています。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

第3期計算期間末（平成23年6月10日）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期計算期間（自平成21年6月11日 至平成22年6月10日）

関係	会社等の名称	関係内容	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
委託会社の親会社の子会社	European FundServices S.A.	投資証券の売付、買付の取り扱ひ等	投資証券の売付額	9,114,760,000	-	-

(注) 投資証券の売付・買付価格は、公正価格により決定しております。

第3期計算期間（自平成22年6月11日 至平成23年6月10日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第2期計算期間（自平成21年6月11日 至平成22年6月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第3期計算期間末 （平成23年6月10日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.4373円 （4,373円）

（その他の注記）

1. 元本の移動

第2期計算期間 自 平成21年6月11日 至 平成22年6月10日	
期首元本額	52,500,431,050円
期中追加設定元本額	1,609,332,194円
期中一部解約元本額	21,720,004,392円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第2期計算期間 自 平成21年6月11日 至 平成22年6月10日	
種 類	損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	145,872,659
合 計	145,872,659

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	OCEAN FUND EQUITIES GCC OPPORTUNITIES-N	1,956,915.23	114,562,514.17	
		SGAM FUND MONEY MARKET USD	4,201.864	512,630.76	
		小計	1,961,117.094	115,075,144.93	
		銘柄数	2	(9,245,137,143)	
	組入時価比率	97.9%	100.0%		
	投資証券 合計			9,245,137,143 (9,245,137,143)	
合計				9,245,137,143 (9,245,137,143)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

**Ocean Fund Equities GCC Opportunities
 SGAM Fund Money Market(USD)**

当ファンドは、「Ocean Fund Equities GCC Opportunities」及び「SGAM Fund Money Market(USD)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はこれらの投資証券です。

これらの投資証券の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は本邦における監査の対象外となっております。

「Ocean Fund Equities GCC Opportunities」及び「SGAM Fund Money Market(USD)」(以下「両サブ・ファンド」といいます。)は、ルクセンブルグ大公国の法に基づいて設立されたオープン・エンド型の投資法人Ocean Fund 並びにSGAM Fundを構成するサブ・ファンドのうちの2ファンドであります。

「Ocean Fund Equities GCC Opportunities」の2010年9月30日現在、「SGAM Fund Money Market(USD)」の2010年5月31日現在の財務書類は、ルクセンブルグ大公国において法令および規制等により認められる会計原則に準拠して作成され、PricewaterhouseCoopers S à r.l.による財務諸表監査を受けております。

以下において記載した情報は、現地において作成され、PricewaterhouseCoopers S à r.l.の監査を受けた財務書類について、委託会社が翻訳・抜粋したものであります。

「Ocean Fund Equities GCC Opportunities」の状況

Ocean Fund Equities GCC Opportunities 純資産計算書

2010年9月30日現在

通貨（単位）	USD
有価証券（原価）	139,918,305
資産	
有価証券（時価）	126,196,643
銀行預金	6,170,429
有価証券売却による未収入金	162,919
未収配当金	-
未収利息	-
先物取引未実現評価益	-
為替予約取引未実現評価益	-
株価スワップ（時価）	11,902,491
未収銀行利息	-

資産合計	144,432,482
------	-------------

負債

有価証券購入による未払金	509,948
ファンド買戻未払金	-
未払運用報酬	431,776
未払保管報酬	106,457
未払名義書換代理人報酬	4,498
先物取引未実現評価損	-
未払年次税	3,661
未払専門家報酬	26,150
未払利息及び銀行手数料	114,124
負債合計	1,196,614

純資産	143,235,868
-----	-------------

一単位当たり純資産	54.88
-----------	-------

発行済投資証券口数	2,610,175
-----------	-----------

サブ・ファンドの発行するNクラス分であります。

主要な会計方針**1. 財務諸表の表示**

本財務諸表は、投資信託（undertakings for collective investment）に関するルクセンブルグの諸規則に準拠して作成されています。

2.1 有価証券および短期金融市場商品の評価

公認の証券取引所に上場されているか、または政府の規制下にあつて通常営業しているその他の公認の公開市場で取り扱われている有価証券および短期金融市場商品は、その最後に入手可能となった終値によって評価されます。なお、そのような市場が複数存在している場合には、当該有価証券または短期金融市場商品の主要市場で最後に入手可能となった終値を基に評価されます。

最後に入手可能となった終値が当該有価証券や短期金融市場商品の公正価値を正確に反映していないと取締役会が判断した場合、その価格は慎重かつ誠実に決定された合理的に予想可能な売却価格を基に取締役会が確定します。

証券取引所に上場されず、もしくは当該取引所で取引されておらず、または政府の規制下にあるその他の市場（「規制市場」）でも取り扱われていない有価証券および短期金融市場商品は、取締役会によって慎重かつ誠実に決定された推定売却価格を基に評価されます。

証券取引所もしくはその他の規制市場のいずれにも上場されず、または当該取引所で取り扱いもされていない短期金融市場商品で、償還までの残存期間が12カ月未満かつ90日超のものは、未収利息を加算した額面価額で評価されます。残存期間が90日以下の短期金融市場商品は償却原価法により評価されます。この方法による評価額が市場価格を近似しているからです。

2.2 その他オープンエンドのUCI（投資信託）の価値は、当該UCIのユニットまたは株式の入手可能な最新の価格を基に評価されています。**3. 投資による純実現損益**

投資の実現損益は平均原価法に基づき計算されています。

有価証券明細
株式

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (USD)	評価額 (USD)	組入 比率 (%)
5,239,402	ABU DHABI NATIONAL HOTELS	AED	9,366,901	4,293,671	3.00
6,181,987	ARABTEC HOLDING CO	AED	2,932,049	3,399,852	2.37
33,489	ARAMEX CO	AED	15,188	20,059	0.01
154,610	COMMERCIAL BANK OF QATAR	QAR	3,081,117	3,610,238	2.52
890	DEPA LTD	USD	888	570	0.00
163,124	DOHA BANK	QAR	2,109,274	2,375,052	1.66
2,014,225	DRAKE & SCULL INTERNATIONAL	AED	509,967	507,260	0.35
3,245,076	EMAAR PROPERTIES PJSC	AED	2,965,083	3,295,447	2.30
163,643	INDUSTRIES QATAR	QAR	4,394,924	4,895,586	3.42
4,740,191	KUWAIT PROJECTS CO HOLDINGS K.S.C	KWD	7,410,148	7,822,719	5.46
1,224,964	MABANEE COMPANY	KWD	2,577,858	3,096,848	2.16
1,131,288	NATIONAL BANK OF ABU DHABI PJSC	AED	3,706,058	3,619,025	2.53
376,845	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	QAR	10,462,058	11,346,258	7.92
11,550	QATAR FUEL CO	QAR	384,534	590,166	0.41
50,000	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	QAR	286,784	265,098	0.19
78,756	QATAR NATIONAL BANK SAQ	QAR	2,686,667	3,299,384	2.30
331,115	QATAR NAVIGATION	QAR	7,218,408	7,140,488	4.99
8,505,939	UNION NATIONAL BANK PJSC/ABU DHABI	AED	12,475,392	7,873,751	5.50
株式合計			72,583,298	67,451,472	47.09

新株予約権付社債

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (USD)	評価額 (USD)	組入 比率 (%)
316,220	CITIGROUP GLOBAL MARKETS/ETIHAD ETISALAT CO 16/02/2011	USD	3,839,711	4,489,963	3.14
42,245	CITIGROUP GLOBAL MARKETS/SAUDI PHARMACEUTICAL INDUSTRIES AND MEDICAL APPLIANCES CORPORATION 08/03/2011	USD	353,113	346,945	0.24
129,418	CLSA FINANCIAL PRODUCTS LTD/SAUDI INTERNATIONAL PETROCHE 01/12/2014	USD	683,011	847,188	0.59
49,105	CLSA FINANCIAL PRODUCTS LTD/SAUDI PHARMACEUTICAL INDUSTRIES AND MEDICAL APPLIANCES CORPORATION 25/05/2015	USD	392,330	403,284	0.28
309,737	CLSA FINANCIAL PRODUCTS LTD/ZAMIL INDUSTRIAL INVESTMENT COMPANY 05/05/2015	USD	3,565,109	3,782,620	2.64
177,807	CREDIT SUISSE INTL/AL MOUWASAT MEDICAL SERVICES 16/03/2011	USD	2,701,968	3,212,123	2.24
216,252	CREDIT SUISSE INTL/RED SEA HOUSING SERVICES COMPAGNY 09/02/2011	USD	3,586,639	2,329,568	1.63
121,792	CREDIT SUISSE INTL/RIYAD BANK 23/01/2011	USD	935,224	919,050	0.64
402,770	CREDIT SUISSE INTL/SAUDI INTERNATIONAL PETROCHE 28/02/2011	USD	2,371,088	2,636,589	1.84

94,000	CREDIT SUISSE INTL/SAUDI PHARMACEUTICAL INDUSTRIES AND MEDICAL APPLIANCES CORPORATION 12/10/2011	USD	702,845	771,992	0.54
610,274	DEUTSCHE BANK AG LONDON/NATIONAL SHIPP 24/12/2012	USD	3,071,604	2,782,630	1.94
262,918	DEUTSCHE BANK AG LONDON/RIYAD BANK 08/10/2012	USD	2,087,213	1,983,995	1.39
194,946	DEUTSCHE BANK AG LONDON/SAMBA FINANCIAL GROUP 01/10/2012	USD	2,523,004	3,287,827	2.30
179,783	DEUTSCHE BANK AG LONDON/SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP 01/10/2012	USD	2,030,469	4,302,461	3.01
4,200	HSBC BANK PLC/AL-HASSAN G.I. SHAKER CO 02/08/2013	USD	67,484	77,834	0.05
38,792	HSBC BANK PLC/ALMARAI CO LTD 07/11/2011	USD	1,489,134	2,092,015	1.46
40,609	HSBC BANK PLC/ETIHAD ETISALAT CO 23/01/2012	USD	538,934	576,602	0.40
150,089	HSBC BANK PLC/FAWAZ ABDULAZIZ ALHOKAIR & CO 05/09/2011	USD	1,106,567	1,880,965	1.31
84,940	HSBC BANK PLC/HERFY FOOD SERVICES CO 17/05/2013	USD	1,424,230	1,777,935	1.24
11,000	HSBC BANK PLC/QATAR FUEL CO 01/09/2012	USD	494,855	562,088	0.39
22,443	HSBC BANK PLC/RED SEA HOUSING SERVICES COMPAGNY 23/01/2012	USD	368,229	241,767	0.17
35,830	HSBC BANK PLC/SAMBA FINANCIAL GROUP 05/09/2011	USD	489,044	604,284	0.42
63,649	HSBC BANK PLC/SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP 22/08/2011	USD	1,513,176	1,523,211	1.06
316,580	MORGAN STANLEY BV/RIYAD BANK 22/01/2011	USD	2,404,721	2,388,932	1.67
328,012	MORGAN STANLEY BV/SAMBA FINANCIAL GROUP 02/10/2013	USD	5,619,174	5,532,026	3.87
267,779	MORGAN STANLEY BV/SAUDI HOLLANDI BANK 18/01/2011	USD	2,244,667	2,420,529	1.69
446,854	MORGAN STANLEY BV/SAUDI INTERNATIONAL PETROCHE 12/09/2013	USD	2,883,504	2,925,169	2.04
71,652	MORGAN STANLEY BV/SAUDI PHARMACEUTICAL INDUSTRIES AND MEDICAL APPLIANCES CORPORATION 18/10/2010	USD	608,386	588,455	0.41
新株予約権付社債合計			50,095,433	55,288,047	38.60

その他譲渡可能証券

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (USD)	評価額 (USD)	組入 比率 (%)
14,108,857	TAMWEEL PJSC	AED	17,239,574	3,457,124	2.41
その他譲渡可能証券合計			17,239,574	3,457,124	2.41
合 計			139,918,305	126,196,643	88.10

「SGAM Fund Money Market(USD)」の状況

SGAM Fund Money Market(USD) 純資産計算書

通貨(単位)	USD
有価証券(原価)	248,498,565

資産

有価証券(時価)	248,895,550
銀行預金	54,423,907
有価証券売却による未収入金	-
ファンド発行未収入金	-
現先取引による未収入金	-
オプション時価評価額(買)	-
株価スワップ(時価)	-
未収利息及び未収配当金	93
その他資産	-
為替予約取引未実現評価益	11,656
先物取引未実現評価益	-
スワップ未実現評価益	-
資産合計	303,331,206

負債

当座借越	-
有価証券購入による未払金	-
ファンド買戻未払金	-
現先取引による未払金	-
オプション時価評価額(売)	-
未払運用報酬	40,097
未払成功報酬	-
その他未払費用	333,788
未払税金等	4,787
未払利息	3
その他負債	-
為替予約取引未実現評価損	20,424
先物取引未実現評価損	-
スワップ未実現評価損	-
負債合計	399,099

純資産	302,932,107
------------	--------------------

一単位当たり純資産	121.5365
------------------	-----------------

発行済投資証券口数	421,361
-----------	---------

サブ・ファンドの発行するJクラス分であります。

主要な会計方針

1. 有価証券および短期金融市場商品の評価

公認の証券取引所に上場されているか、または政府の規制下において通常営業しているその他の公認の公開市場で取り扱われている有価証券および短期金融市場商品は、その最後に入手可能となった終値によって評価されます。なお、そのような市場が複数存在している場合には、当該有価証券または短期金融市場商品の主要市場で最後に入手可能となった終値を基に評価されます。

最後に入手可能となった終値が当該有価証券や短期金融市場商品の公正価値を正確に反映していないと取締役会が判断した場合、その価格は慎重かつ誠実に決定された合理的に予想可能な売却価格を基に取締役会が確定します。

証券取引所に上場されず、もしくは当該取引所で取引されておらず、または政府の規制下にあるその他の市場（「規制市場」）でも取り扱われていない有価証券および短期金融市場商品は、取締役会によって慎重かつ誠実に決定された推定売却価格を基に評価されます。

証券取引所もしくはその他の規制市場のいずれにも上場されず、または当該取引所で取り扱いもされていない短期金融市場商品で、償還までの残存期間が12カ月未満かつ90日超のものは、未収利息を加算した額面価額で評価されます。残存期間が90日以下の短期金融市場商品は償却原価法により評価されます。この方法による評価額が市場価格を近似しているからです。

2. 金融先物取引の評価

期末における金融先物取引の当初差入証拠金は、「銀行預金」に含まれます。未実現損益は次のように計上されます：

- 「先物取引未実現評価益 / (損)」は、「純資産計算書」に計上
- 「先物取引の未実現純増 / (減)の変化」は、「運用計算書」に計上

先物取引は、その先物が上場されている証券取引所の終値に基づいた清算価値で評価されます。

3. 外国為替予約の評価

外国為替予約は、契約の残存期間に対応する先物為替相場で評価されます。

有価証券明細（株式以外）

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (USD)	評価額 (USD)	組入比率 (%)
6,000,000	BANCA MONTE DEI PASC 0.70% 02/09/2010	EUR	7,349,152	7,372,811	2.43
4,000,000	BANCO BILBA 19/08/2010	EUR	4,926,520	4,949,460	1.63
4,000,000	BANCO BILBAO 08/06/2010	EUR	5,436,270	5,457,969	1.80
2,000,000	BANCO DI BRESCIA SPA 0.50% 07/07/2010	EUR	2,704,116	2,699,102	0.89
3,000,000	BANCO DI BRESCIA SPA 0.52% 06/07/2010	EUR	4,053,971	4,039,018	1.33
3,000,000	BANCO POPULARE ESPANOL 18/08/2010	EUR	3,721,983	3,727,677	1.23
1,500,000	BANCO POPULARE 15/07/2010	EUR	2,031,704	2,035,437	0.67
4,000,000	BANESTO 29/07/2010	EUR	5,320,417	5,340,765	1.76
2,000,000	BANK OF AMERICA 04/06/2010	EUR	3,002,274	3,017,859	1.00
3,000,000	BANK OF KOREA 27/07/2010	EUR	4,003,030	3,979,425	1.31
2,000,000	BANKINTER 03/06/2010	EUR	2,692,432	2,723,164	0.90
3,000,000	BANQUE SOFINCO 0.42% 30/06/2010	EUR	4,015,240	4,009,091	1.32
5,000,000	BARCLAYS BANK PLC 0.48% 03/08/2010	EUR	6,613,887	6,602,544	2.18
4,000,000	BAYER 20/07/2010	USD	3,995,354	3,997,550	1.32
5,000,000	BFCM 31/08/2010	EUR	6,102,842	6,147,431	2.03
3,000,000	BMW MALTA FINANCE 16/07/2010	EUR	4,082,171	4,090,702	1.35
3,000,000	BNP PARIBAS 0.48% 06/08/2010	EUR	3,905,110	3,937,988	1.30

1,000,000	BNP PARIBAS 0.39% 09/06/2010	EUR	1,359,445	1,358,087	0.45
2,000,000	BPCE 18/08/2010	USD	1,995,986	1,998,292	0.66
4,000,000	CAIXA 10/08/2010	EUR	5,073,428	5,102,181	1.68
3,000,000	CAIXA 22/06/2010	EUR	4,074,457	4,104,756	1.36
7,000,000	CAJA DE AHORROS MONTE PIE 26/07/2010	EUR	9,295,130	9,318,736	3.09
2,000,000	CITIBANK 23/06/2010	EUR	2,850,722	2,861,395	0.94
3,000,000	CRCAM 26/08/2010	EUR	3,762,245	3,759,018	1.24
3,000,000	CREDIT AGRICOLE CIB 0.49% 19/08/2010	EUR	3,696,305	3,713,300	1.23
1,000,000	CREDIT AGRICOLE 23/08/2010	EUR	1,232,074	1,217,142	0.40
2,000,000	CREDIT MUTUEL 04/10/2010	EUR	2,724,384	2,723,050	0.90
3,000,000	DEUTSCHE POSTBANK AG 0.50% 10/08/2010	EUR	3,807,984	3,828,832	1.26
3,000,000	ENDESA 0% 07/06/2010	EUR	4,090,643	4,101,313	1.35
2,000,000	ERSTE BANK 28/06/2010	EUR	2,666,815	2,673,828	0.88
2,000,000	HPC HOLDING PARISIEN 14/06/2010	EUR	2,931,551	2,946,578	0.97
2,000,000	IBERDROLA INTL 24/06/10	EUR	2,824,465	2,827,800	0.93
1,000,000	ING BANK NV 0.46% 28/06/2010	EUR	1,333,199	1,336,856	0.44
4,000,000	ING BANK NV 0.47% 30/07/2010	EUR	5,275,333	5,277,605	1.74
2,000,000	ING BANK NV 0.58% 26/08/2010	EUR	2,507,683	2,505,569	0.83
1,000,000	ING BANK NV 0.44% 09/06/2010	EUR	1,359,272	1,358,074	0.45
2,000,000	ING BANK NV 0.98% 10/06/2010	EUR	2,932,471	2,954,760	0.98
2,000,000	INTESA SANPAOLO 22/11/2010	EUR	2,458,079	2,425,095	0.80
6,000,000	INTESA SANPAOLO 31/08/2010	EUR	7,348,227	7,338,759	2.42
2,000,000	KBC 07/07/2010	EUR	2,703,605	2,698,906	0.89
5,000,000	LANDESBANK BADEN-WUERT 0.53% 04/08/2010	EUR	6,639,258	6,650,334	2.20
4,000,000	LANDESBANK BADEN-WUERT 0.53% 05/08/2010	EUR	5,262,872	5,289,019	1.75
1,000,000	LLOYDS TSB BANK PLC 07/07/2010	EUR	1,352,246	1,349,623	0.45
4,000,000	LLYODS 08/07/2010	EUR	5,347,520	5,345,676	1.76
4,000,000	NATEXIS 27/08/2010	EUR	4,890,202	4,877,476	1.61
3,000,000	NATIONWIDE BUILDING 0.53% 16/06/2010	EUR	4,121,368	4,122,561	1.36
3,000,000	NATIONWIDE BUILDING 1.01% 15/06/2010	EUR	4,364,315	4,426,393	1.46
3,000,000	NATIXIS 15/07/2010	EUR	4,077,607	4,081,359	1.35
2,000,000	NORDDEUTSCHE LANDESBK 09/06/2010	EUR	2,717,988	2,716,106	0.90
2,000,000	NORDEA BANK AB 0.39% 03/06/2010	EUR	2,693,016	2,703,977	0.89
1,500,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 0.47% 15/07/2010	EUR	2,031,961	2,035,558	0.67
4,000,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 0.48% 20/08/2010	EUR	4,943,399	4,876,518	1.61
2,000,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 0.48% 23/08/2010	EUR	2,464,212	2,434,339	0.80
3,000,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 0.50% 27/08/2010	EUR	3,668,213	3,658,630	1.21
3,000,000	SANTANDER 13/07/2010	EUR	4,027,135	4,082,766	1.35
3,000,000	SNS BANK NV 0.67% 11/06/2010	EUR	4,067,635	4,076,618	1.35
2,000,000	SOCIETE GENERALE 21/06/2010	EUR	2,857,178	2,877,099	0.95
3,000,000	SOCIETE GENERALE 0.47% 09/08/2010	EUR	3,854,769	3,887,850	1.28
3,000,000	SVENSKA HANDELSBANKEN 0.49% 11/08/2010	EUR	3,790,404	3,818,363	1.26
4,000,000	SVENSKA HANDELSBANKEN 0.43% 28/07/2010	EUR	5,323,813	5,328,038	1.76
2,000,000	SWENSKA HANDELSBANKEN AB 31/08/2010	EUR	2,440,976	2,458,819	0.81
2,000,000	UNICREDIT BANK IRELAND PLC 18/11/10	EUR	2,475,006	2,479,408	0.82

4,000,000	UNICREDIT SPA 0.54% 23/08/2010	EUR	4,927,652	4,868,013	1.61
3,000,000	UNICREDIT 10/11/2010	EUR	3,799,064	3,806,618	1.26
3,000,000	VOLKSWAGEN 04/06/2010	EUR	4,100,780	4,086,464	1.35
合計			248,498,565	248,895,550	82.16

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年6月末日現在）

資産総額	9,288,655,905 円
負債総額	56,897,935 円
純資産総額（ - ）	9,231,757,970 円
発行済数量	21,199,502,620 口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	0.4355 円 (4,355)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 : 12億円

発行株式総数 : 9,000,000株

発行済株式総数 : 2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

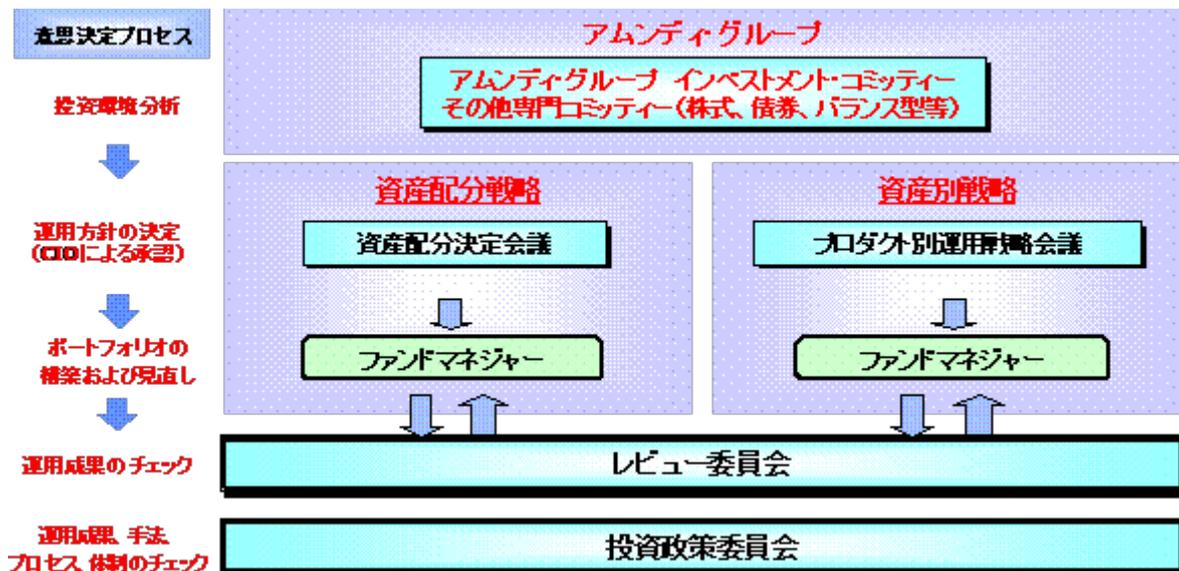
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に行います。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成23年6月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	118	330,009
単位型公社債投資信託	3	3,755
追加型株式投資信託	135	1,165,306
追加型公社債投資信託	1	19,474
合計	257	1,518,544

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、第29期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて、第30期事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表及び財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、第30期事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しました。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第29期 (平成22年3月31日)		第30期 (平成23年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,573,505		5,186,673
有価証券		1,304,815		1,001,358
関係会社短期貸付金	*1	850,000		-
前払費用		46,715		403,282
未収還付法人税等		-		93,284
未収入金		-		6,479
未収委託者報酬		806,446	*1	1,437,380
未収運用受託報酬	*1	739,788	*1	866,717
未収投資助言報酬	*1	50,560		35,736
未収収益		-		13,872
繰延税金資産		-		178,538
立替金		37,211	*1	43,594
差入保証金		219,207		-
その他	*1	8,268		271
流動資産合計		7,636,513		9,267,185
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	2,185	*2	154,935
器具備品(純額)	*2	52,785	*2	160,814
有形固定資産合計		54,969		315,748
無形固定資産				
ソフトウェア		11,690		15,269
電話加入権		2,219		2,804
無形固定資産合計		13,909		18,074
投資その他の資産				
投資有価証券		312,532		316,162
関係会社株式		162,693		86,168
長期未収入金		8,000		7,000
長期差入保証金		4,930		223,620
長期前払費用		-		238
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		8,000		7,000
投資その他の資産合計		480,216		626,248
固定資産合計		549,094		960,069
資産合計		8,185,607		10,227,255

(単位：千円)

	第29期 (平成22年3月31日)		第30期 (平成23年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
リース債務		6,242		4,012
預り金	*1	128,289		338,444
未払金		819,836		995,236
未払償還金		14,564		12,745
未払手数料	*1	445,389		667,369
その他未払金	*1	359,883	*1	315,122
未払費用	*1	190,445	*1	306,345
未払法人税等		224,022		-
未払消費税等		42,047		10,404
前受収益		167		1,223,720
賞与引当金		65,000		130,583
役員賞与引当金		18,000		19,919
統合関連費用引当金		368,000		143,429
その他		7,568		-
流動負債合計		1,869,617		3,172,092
固定負債				
リース債務		3,532		2,000
繰延税金負債		-		15,402
退職給付引当金		-		55,426
資産除去債務		-		58,469
固定負債合計		3,532		131,296
負債合計		1,873,149		3,303,389
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		-		1,342,567
資本剰余金合計		1,076,268		2,418,835
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		3,927,410		3,195,308
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		2,327,410		1,595,308
利益剰余金合計		4,037,503		3,305,400
株主資本合計		6,313,771		6,924,235
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,313		369
評価・換算差額等合計		1,313		369
純資産合計		6,312,459		6,923,866

負債・純資産合計

8,185,607

10,227,255

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,824,507	7,415,163
運用受託報酬	2,081,219	2,351,244
投資助言報酬	116,617	48,240
その他営業収益	-	149,127
営業収益合計	5,022,343	9,963,775
営業費用		
支払手数料	1,435,977	3,507,361
広告宣伝費	12,553	178,753
公告費	3,942	-
調査費	515,792	1,634,240
調査費	399,056	656,837
委託調査費	116,736	977,403
委託計算費	-	20,231
営業雑経費	91,869	173,809
通信費	8,381	48,587
印刷費	75,346	113,422
協会費	8,142	11,799
営業費用合計	2,060,134	5,514,394
一般管理費		
給料	1,817,215	2,765,239
役員報酬	109,283	184,220
給料・手当	1,542,436	2,237,168
賞与	159,280	342,503
役員賞与	6,216	1,349
交際費	4,724	28,464
旅費交通費	27,346	84,716
租税公課	39,820	34,849
不動産賃借料	241,861	217,062
賞与引当金繰入	65,000	130,583
役員賞与引当金繰入	14,764	19,919
退職給付費用	71,285	236,564
固定資産減価償却費	35,169	50,076
福利厚生費	233,485	417,155
諸経費	113,206	263,708
一般管理費合計	2,663,874	4,248,335
営業利益	298,335	201,046
営業外収益		

受取配当金	*1	1,001,109		-
有価証券利息		14,705		9,261
受取利息	*1	18,095	*1	4,455
有価証券売却益		374		-
投資信託監査報酬差益		292		-
法人税等還付加算金		6,464		-
雑収入		6,277		12,052
営業外収益合計		1,047,316		25,769
営業外費用				
支払利息		43		-
為替差損		7,892		26,339
有価証券売却損		5,730		14,398
雑損失		698		4,091
営業外費用合計		14,362		44,829
経常利益		1,331,288		181,986
特別利益				
集団訴訟和解金	*2	6,809		-
投資有価証券売却益		2,794		-
清算配当金		-	*1*2	636,420
特別利益合計		9,603		636,420
特別損失				
関係会社株式評価損	*3	5,424		-
減損損失	*4	155,202	*3	6,653
統合関連費用引当金繰入		368,000		-
固定資産除却損		-	*4	3,326
特別損失合計		528,626		9,979
税引前当期純利益		812,266		808,428
法人税、住民税及び事業税	*1	574,992		3,153
過年度法人税等		4,417		3,254
法人税等調整額		48,478		34,822
法人税等合計		627,887		34,721
当期純利益		184,379		773,707

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第29期		第30期	
	(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
株主資本				
資本金				
前期末残高		1,200,000		1,200,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,200,000		1,200,000

資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	1,342,567
当期変動額合計	-	1,342,567
当期末残高	-	1,342,567
資本剰余金合計		
前期末残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
合併による増加	-	1,342,567
当期変動額合計	-	1,342,567
当期末残高	1,076,268	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,143,031	2,327,410
当期変動額		
合併による増加	-	1,025,810
剰余金の配当	-	480,000
当期純利益	184,379	773,707
当期変動額合計	184,379	732,103
当期末残高	2,327,410	1,595,308
利益剰余金合計		
前期末残高	3,853,124	4,037,503
当期変動額		
合併による増加	-	1,025,810
剰余金の配当	-	480,000
当期純利益	184,379	773,707

当期変動額合計	184,379	732,103
当期末残高	4,037,503	3,305,400
株主資本合計		
前期末残高	6,129,392	6,313,771
当期変動額		
合併による増加	-	316,757
剰余金の配当	-	480,000
当期純利益	184,379	773,707
当期変動額合計	184,379	610,464
当期末残高	6,313,771	6,924,235
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	761	1,313
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	552	944
当期変動額合計	552	944
当期末残高	1,313	369
評価・換算差額合計		
前期末残高	761	1,313
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	552	944
当期変動額合計	552	944
当期末残高	1,313	369
純資産合計		
前期末残高	6,128,631	6,312,459
当期変動額		
合併による増加	-	316,757
剰余金の配当	-	480,000
当期純利益	184,379	773,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	552	944
当期変動額合計	183,827	611,408
当期末残高	6,312,459	6,923,866

重要な会計方針

	第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

	<p>子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>子会社株式 同 左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同 左</p> <p>時価のないもの 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年～24年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 10年～24年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同 左</p>
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	<p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。</p>	<p>同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (追加情報) 当社は平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承し、上記の会計処理を採用しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 同 左</p> <p>(4) 役員賞与引当金 同 左</p> <p>(5) 統合関連費用引当金 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 当事業年度から、S G A M ノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1) 消費税等 同 左</p>

会計方針の変更

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>_____</p>	<p>1. 企業結合に関する会計基準等 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p> <p>2. 資産除去債務に関する会計基準等 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益は、それぞれ3,421千円減少しております。</p>

表示方法の変更

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>_____</p>	<p>(損益計算書) 従来区分掲記していた「公告費」を、当事業年度から「広告宣伝費」に含めて表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第29期 （平成22年3月31日現在）	第30期 （平成23年3月31日現在）																										
<p>*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">11,412千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td style="text-align: right;">949千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社短期貸付金</td><td style="text-align: right;">850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td style="text-align: right;">898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td style="text-align: right;">16,782千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">10,849千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td style="text-align: right;">352,967千円</td></tr> </table> <p>その他未払金は連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	未収運用受託報酬	11,412千円	未収投資助言報酬	949千円	その他	3,636千円	関係会社短期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	16,782千円	未払費用	10,849千円	その他未払金	352,967千円	<p>*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">未収委託者報酬</td><td style="text-align: right;">71,963千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">42,600千円</td></tr> <tr><td>立替金</td><td style="text-align: right;">2,150千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td style="text-align: right;">30,758千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">6,620千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	71,963千円	未収運用受託報酬	42,600千円	立替金	2,150千円	その他未払金	30,758千円	未払費用	6,620千円
未収運用受託報酬	11,412千円																										
未収投資助言報酬	949千円																										
その他	3,636千円																										
関係会社短期貸付金	850,000千円																										
預り金	898千円																										
未払手数料	16,782千円																										
未払費用	10,849千円																										
その他未払金	352,967千円																										
未収委託者報酬	71,963千円																										
未収運用受託報酬	42,600千円																										
立替金	2,150千円																										
その他未払金	30,758千円																										
未払費用	6,620千円																										
<p>*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">建物</td><td style="text-align: right;">75,375千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td style="text-align: right;">71,847千円</td></tr> </table>	建物	75,375千円	器具備品	71,847千円	<p>*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">建物</td><td style="text-align: right;">44,048千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td style="text-align: right;">117,902千円</td></tr> </table>	建物	44,048千円	器具備品	117,902千円																		
建物	75,375千円																										
器具備品	71,847千円																										
建物	44,048千円																										
器具備品	117,902千円																										

（損益計算書関係）

第29期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）	第30期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）										
<p>*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">受取利息</td><td style="text-align: right;">14,758千円</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td style="text-align: right;">1,001,079千円</td></tr> <tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td style="text-align: right;">360,805千円</td></tr> </table> <p>法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	受取利息	14,758千円	受取配当金	1,001,079千円	法人税、住民税及び事業税	360,805千円	<p>*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">受取利息</td><td style="text-align: right;">3,717千円</td></tr> <tr><td>清算配当金</td><td style="text-align: right;">636,420千円</td></tr> </table>	受取利息	3,717千円	清算配当金	636,420千円
受取利息	14,758千円										
受取配当金	1,001,079千円										
法人税、住民税及び事業税	360,805千円										
受取利息	3,717千円										
清算配当金	636,420千円										
<p>*2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。</p>	<p>*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の清算配当金であります。</p>										
<p>*3 特別損失に含まれる関係会社株式評価損</p>	<p>*3 特別損失に含まれる減損損失</p>										

関係会社株式評価損は、当社の100%子会社であるデラウェア社について実質価額まで減損処理したものであります。

*4 特別損失に含まれる減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
本社ビル	処分予定資産	器具備品(絵画)
		建物

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を売却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

器具備品(絵画)は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品(絵画)については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。

建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(減損損失の金額)	
建物	86,802千円
器具備品	68,399千円
合計	155,202千円

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
NTT幕張ビル	処分予定資産	建物
		器具備品

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

当社は、ビジネス コンティニューイティ プラン(BCP)の一環として事故や災害等に備え千葉県千葉市美浜区に所在するNTT幕張ビルに事務所を賃貸しておりました。しかしながら、当事業年度末に発生しました東日本大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(減損損失の金額)	
建物	3,071千円
器具備品	3,581千円
合計	6,653千円

*4 特別損失に含まれる固定資産除却損

固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社との合併に伴い不要となった固定資産の除却であります。

第29期

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- (1) 配当金の総額 480百万円
 (2) 1株当たり配当額 200円
 (3) 基準日 平成22年3月31日
 (4) 効力発生日 平成22年7月1日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千 円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主 総会	普通 株 式	480,000	200	平成22年3月31日	平成22年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(リース取引関係)

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引

<p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。</p>	<p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法 同 左</p>
---	--

(金融商品関係)

第29期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			
1. 金融商品の状況に関する事項			
(1) 金融商品に対する取組方針			
当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。			
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制			
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。			
未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。			
また当社は親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。			
(単位：千円)			
	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金・預金	3,573,505	3,573,505	-
(2) 関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-
(3) 未収委託者報酬	806,446	806,446	-
(4) 未収運用受託報酬	739,788	739,788	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-
(6) 未払手数料	(445,389)	(445,389)	-
(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。			

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）関係会社短期貸付金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、並びに（6）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表額(千円)
関係会社株式	162,693千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,573,505	-	-	-
関係会社短期貸付金	850,000	-	-	-
未収委託者報酬	806,446	-	-	-
未収運用受託報酬	739,788	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち 満期のあるもの(国債)	300,000	300,000	-	-
合計	6,269,739	300,000	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,186,673	5,186,673	-
(2) 未収委託者報酬	1,437,380	1,437,380	-
(3) 未収運用受託報酬	866,717	866,717	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,317,520	1,317,520	-
資産計	8,808,290	8,808,290	-
(1) 未払手数料	667,369	667,369	-
負債計	667,369	667,369	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

区 分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以上
現金・預金	5,186,673	-	-	-
未収委託者報酬	1,437,380	-	-	-
未収運用受託報酬	866,717	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの(国債)	-	300,000	-	-
合計	7,490,770	300,000	-	-

(有価証券関係)

第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額162,693千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	308,040	2,355
	(3) その他	-	-	-
	小計	305,685	308,040	2,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	303,990	2,160
	(3) その他(注)	1,006,825	1,005,318	1,508
	小計	1,312,975	1,309,308	3,668
合計		1,618,660	1,617,348	1,313

(注)投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)

株 式	404	374	-
国 債	300,000	-	5,730
投資信託	96,794	2,794	-

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行っております。

第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	7,000	8,488	1,488
	小計	7,000	8,488	1,488
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	304,560	1,125
	(3) その他(注)	1,005,458	1,004,472	986
	小計	1,311,143	1,309,032	2,111
合計		1,318,143	1,317,520	623

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	-	-	-
国 債	300,000	-	6,150
投資信託	3,734	965	9,214

(デリバティブ取引関係)

第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第29期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。	
2. 退職給付費用の額	
退職給付費用*1	20,900 千円
その他 *2	50,386 千円
合計	71,285 千円
*1 退職給付費用は、退職金支払額であります。	
*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。	

第30期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。	
2. 退職給付債務及びその内訳	
(1) 退職給付債務(千円)	173,288
(2) 年金資産(千円)	115,892
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	57,396
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,970
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	55,426
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	55,426
3. 退職給付費用の内訳	
退職給付費用	236,564
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	90,313
(2) 勤務費用(千円)	38,820
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	106,939
4. 退職給付債務の計算基礎	
退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。	

（税効果会計関係）

第29期 (平成22年3月31日現在)	第30期 (平成23年3月31日現在)																																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>子会社株式に係る株式配当認定益</td><td style="text-align: right;">17,208</td></tr> <tr><td>賞与引当金等損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">40,333</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">3,255</td></tr> <tr><td>未払事業税等否認額</td><td style="text-align: right;">55,885</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損否認額</td><td style="text-align: right;">8,927</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">485</td></tr> <tr><td>統合関連費用引当金繰入否認額</td><td style="text-align: right;">149,739</td></tr> <tr><td>関係会社株式に係る評価損否認額</td><td style="text-align: right;">2,207</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失否認額</td><td style="text-align: right;">63,152</td></tr> <tr><td>未払費用否認額</td><td style="text-align: right;">16,228</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">357,420</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">357,420</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-</td></tr> </table>	子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	賞与引当金等損金算入限度超過額	40,333	貸倒引当金損金算入限度超過額	3,255	未払事業税等否認額	55,885	ゴルフ会員権評価損否認額	8,927	その他有価証券評価差額金	485	統合関連費用引当金繰入否認額	149,739	関係会社株式に係る評価損否認額	2,207	固定資産減損損失否認額	63,152	未払費用否認額	16,228	繰延税金資産小計	357,420	評価性引当額	357,420	繰延税金資産合計	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>前受収益否認額</td><td style="text-align: right;">497,932</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">861,283</td></tr> <tr><td>未払費用否認額</td><td style="text-align: right;">110,997</td></tr> <tr><td>賞与引当金等損金算入限度額超過額</td><td style="text-align: right;">53,134</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度額超過額</td><td style="text-align: right;">22,553</td></tr> <tr><td>減価償却資産</td><td style="text-align: right;">18,817</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">23,791</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">24,839</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,613,345</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,427,810</td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,997</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">178,538</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>資産除去債務に対応する除去費用</td><td style="text-align: right;">22,399</td></tr> <tr><td>繰延税金負債小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22,399</td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,997</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">15,402</td></tr> </table>	前受収益否認額	497,932	繰越欠損金	861,283	未払費用否認額	110,997	賞与引当金等損金算入限度額超過額	53,134	退職給付引当金損金算入限度額超過額	22,553	減価償却資産	18,817	資産除去債務	23,791	その他	24,839	繰延税金資産小計	1,613,345	評価性引当金	1,427,810	繰延税金負債との相殺	6,997	繰延税金資産合計	178,538	資産除去債務に対応する除去費用	22,399	繰延税金負債小計	22,399	繰延税金資産との相殺	6,997	繰延税金負債合計	15,402
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208																																																										
賞与引当金等損金算入限度超過額	40,333																																																										
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,255																																																										
未払事業税等否認額	55,885																																																										
ゴルフ会員権評価損否認額	8,927																																																										
その他有価証券評価差額金	485																																																										
統合関連費用引当金繰入否認額	149,739																																																										
関係会社株式に係る評価損否認額	2,207																																																										
固定資産減損損失否認額	63,152																																																										
未払費用否認額	16,228																																																										
繰延税金資産小計	357,420																																																										
評価性引当額	357,420																																																										
繰延税金資産合計	-																																																										
前受収益否認額	497,932																																																										
繰越欠損金	861,283																																																										
未払費用否認額	110,997																																																										
賞与引当金等損金算入限度額超過額	53,134																																																										
退職給付引当金損金算入限度額超過額	22,553																																																										
減価償却資産	18,817																																																										
資産除去債務	23,791																																																										
その他	24,839																																																										
繰延税金資産小計	1,613,345																																																										
評価性引当金	1,427,810																																																										
繰延税金負債との相殺	6,997																																																										
繰延税金資産合計	178,538																																																										
資産除去債務に対応する除去費用	22,399																																																										
繰延税金負債小計	22,399																																																										
繰延税金資産との相殺	6,997																																																										
繰延税金負債合計	15,402																																																										
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">8.46%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.28%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">40.36%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等還付額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>過年度法人税等追徴額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td style="text-align: right;">0.54%</td></tr> <tr><td>税額控除額</td><td style="text-align: right;">12.95%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.08%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">77.30%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	8.46%	住民税均等割	0.28%	評価性引当額	40.36%	過年度法人税等還付額	-	過年度法人税等追徴額	-	過年度法人税等	0.54%	税額控除額	12.95%	その他	0.08%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.30%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。</p>																																				
法定実効税率	40.69%																																																										
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.46%																																																										
住民税均等割	0.28%																																																										
評価性引当額	40.36%																																																										
過年度法人税等還付額	-																																																										
過年度法人税等追徴額	-																																																										
過年度法人税等	0.54%																																																										
税額控除額	12.95%																																																										
その他	0.08%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.30%																																																										

(企業結合等関係)

第30期

(自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日)

(共通支配下の取引等関係)

1. 対象となった企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

(1) 対象となった企業の名称

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

(2) 事業内容

投資顧問に関する業務

証券投資信託の委託会社としての業務

その他上記の業務に付帯する業務

(3) 企業結合日

平成22年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

吸収合併

(5) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(6) その他取引の概要に関する事項

平成21年12月31日にクレディ・アグリコル エス・エーとソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。

当社は、平成22年5月20日開催の臨時株主総会で承認を得、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併が行われました。本吸収合併は、無対価とし合併に際し株式を発行しませんでした。また、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の資産、負債及び権利義務を当社に承継させました。

なお本吸収合併の効力発生日において当社及び旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の株主はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社のみとなっており、本吸収合併に際して、当社はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社に対し株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

第30期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
(1) 資産除去債務の概要	
<p>当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。</p>	
(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法	
<p>使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p>	
(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高(注1)	120,000 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額(注2)	57,617 千円
時の経過による調整額	852 千円
資産除去債務の履行による減少額	120,000 千円
その他増減額(は減少)	- 千円
当期末残高	58,469 千円

(注1) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載しております。

(注2) 合併による有形固定資産の取得も含まれます。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、

記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第29期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	SGAM ノースパシフィック株式会社	東京都中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接100%	兼任 1人	持株会社	資金の貸付 *1	-	関係会社短期貸付金	850,000
								利息の受取 *1	14,748	未収収益	3,636
								連結法人税の 支払	360,805	その他 未払金	352,967

(注)

1. 親会社の異動

前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス・アーは、同社が所有しておりましたSGAM ノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディ エス・アーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディ エス・アーが当社の親会社となりました。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス・アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エス・アーに移管しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ソシエテジェネラル ジェスチョン エス・アー	フランスパリ市	567,034 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	58,933	未収運用受託報酬	23,615
							運用助言	投資助言報酬 *1	54,503	未収投資助言報酬	40,873
							運用再委託	委託者報酬 *1	198,158	未収委託者報酬	136,620
親会社の子会社	ソシエテジェネラル アセットマネジメント ルクセンブルグ エス・アー	ルクセンブルグルクセンブルグ市	5,000 千ユーロ	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	39,155	未収運用受託報酬	2,190

(注)

1. ソシエテジェネラルジェスチョン エス・アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス・アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス・アーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス・アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス・アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネラルジェスチョン エス・アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス・アーとの取引(運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円)を含めて開示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SGAM ノースパシフィック株式会社(非上場)
アムンディ エス・アー(非上場)

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区	5,400百万	有価証券の保有	(被有)直接100%	兼任1人	持株会社	貸付金の回収*1	850,000	-	-
								利息の受取*1	3,717	-	-

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社	シンガポール シンガポール市	-	投資顧問業	(所有)直接85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	636,420	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

(3) 当社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077(ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	223,772	前払費用	325,461
										未払金	622

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ エス・エー(非上場)

アムンディ・グループ エス・エー(非上場)

クレディ・アグリコル エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
1株当たり純資産額	2,630.19円	1株当たり純資産額	2,884.94円
1株当たり当期純利益金額	76.82円	1株当たり当期純利益金額	322.38円

<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>当期純利益</td> <td>184,379千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td> <td>184,379千円</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数</td> <td>2,400千株</td> </tr> </table>	当期純利益	184,379千円	普通株式に係る当期純利益	184,379千円	期中平均株式数	2,400千株	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>当期純利益</td> <td>773,707千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td> <td>773,707千円</td> </tr> <tr> <td>期中平均株式数</td> <td>2,400千株</td> </tr> </table>	当期純利益	773,707千円	普通株式に係る当期純利益	773,707千円	期中平均株式数	2,400千株
当期純利益	184,379千円												
普通株式に係る当期純利益	184,379千円												
期中平均株式数	2,400千株												
当期純利益	773,707千円												
普通株式に係る当期純利益	773,707千円												
期中平均株式数	2,400千株												

(重要な後発事象)

<p>第29期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(企業結合等関係)</p> <p>当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社(以下「CAAMJ」という)と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。</p> <p>合併の理由： 両社の親会社(最終株主)の統合に伴うもの</p> <p>合併の概要： (1)合併する相手先の名称：CAAMJ (2)合併の方法：当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。 (3)合併後の会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社と称する。 (4)合併に際して発行する株式：本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。 (5)資本金及び準備金等：本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。 (6)効力発生日：合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。 (7)財産の引継ぎ：CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。 (8)合併交付金：当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。</p>

<p>第30期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>該当事項はありません。</p>

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
役付取締役の種別と人数の規定が変更になりました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資 本 金 の 額 (平成23年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (平成23年3月末日現在)	事 業 の 内 容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 51,000百万円（平成23年3月末日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。



独立監査人の監査報告書

平成23年 7月27日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・中東株式ファンドの平成22年6月11日から平成23年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・中東株式ファンドの平成23年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月26日

アムンディ・ジャパン株式会社
（旧会社名 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社）
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・中東株式ファンド（旧ファンド名 SG 中東株式ファンド）の平成21年6月11日から平成22年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・中東株式ファンド（旧ファンド名 SG 中東株式ファンド）の平成22年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社（旧会社名 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 鈴木吉彦 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 山田信之 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。